

第10回宇宙開発委員会定例会議事次第

1 前回議事要旨の確認

2 国際連合宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会第6回会

期の報告

配布資料

委10-1 第9回宇宙開発委員会定例会議事要旨

委10-2 宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会第6回
会期について

第9回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

1. 日時 昭和44年4月2日(水)午後2時～4時
2. 場所 科学技術庁第2会議室
3. 議題 (1) 第8回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の確認
(2) インテルサット全権会議の報告

4. 出席者

委員長代理	山	泉	昌	夫
委員	関		義	長
委員	大	野	勝	三
委員	吉	識	雅	夫

関係行政機関職員

内閣総理大臣官房審議室長(代理：内閣総理大臣
官房参事官 小 泉 武)

外務省国際連合局外務参事官(代理：国際連合局
科学課長 矢田部 厚彦)

文部省大学学術局審議官(代理：大学学術局学術
課 鈴木 喬)

運輸省大臣官房参事官(代理：官房政策課技術調
査官 清水 正義)

気象庁総務部長(代理：観測部高層課
中 村 繁)

海上保安庁総務部長(代理：水路部編暦課
山 崎 昭)

郵政省電波監理局無線通信部長(代理：電波監理
局技術調査課 中 条 晶 雄)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長
山 野 正 登 他

5. 配布資料

委9-1 第8回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

第8回宇宙開発委員会定例会議議事要旨が次のとおり訂正のうえ確認された。

3頁上5行 「を中心に」を「を含めて」に訂正

3頁下1行から4頁上2行を削除

4頁下4行 「大型ロケットの輸送」を「大型ロケットを開発する場合にはその輸送」に訂正

(2) インテルサット全権会議の報告

矢田部外務省国際連合局科学課長からインテルサット全権会議について概略次のような報告があつた。

○ 会議は本年2月24日から3月21日までワシントンにおいて開催され、加盟国68ヶ国、オブザーバー32ヶ国、合せて100ヶ国が参加した。

○ 会議は総会の下に4つの委員会が置かれた。

第1委員会では組織の目的、組織の構成、加盟資格等を、第2委員会では組織の法的地位、その他の法律問題等を、第3委員会では加盟国の投資分担、その他の財政問題等を、第4委員会では調達方針、特許、技術問題等を担当して検討が行なわれたが、各委員会とも結論が得られなかつた。

なお、各委員会における審議の状況は概略次のとおりである。

○ 第1委員会

組織の目的としては「国際公衆通信のための宇

宙部分（通信衛星）を提供する」ことについて一般的合意があり、活動分野としては、「国際公衆通信を主とする」ことについても一般的合意があつた。

また、活動分野として、「適切な条件のもとに特殊および国内衛星サービスを含む」ことについても反対はなかつたが、これを目的の中にも含めるかどうかについては意見が分かれた。

加盟資格については「ITU加盟国に限る」との意見と「全ての国に開放する」との意見に分かれた。

組織の構成については、「従前通りコムサットに管理、運営させる」との意見と「新たにインテルサットの組織内に国際事務局を置き、管理、運営を行なわせる」との意見に分かれた。

また、総会を置くことおよび総会の票決は1国1票によることについては一般的合意があつたが、総会にどのような機能を与えるか等については、結論は得られなかつた。

加盟国の権利、義務については、それを審議する時間的余裕は余りなく、結論は出なかつた。ただ、特殊および国内衛星を加盟国が独自に打ち上げる権利を持つということについて異議をとる国はなかつた。

なお、公衆通信のための地域衛星については「インテルサットと競合しない条件で認めるべきである」との意見と「公衆通信の分野では競合しな

い地域衛星はあり得ないので認めるべきではない」
との意見に分かれた。

○第2委員会

組織の法的形式については、「法人格を持たないジョイントベンチュア形式とする」との意見と「法人格を持つたものとする」との意見に分かれた。

○第3委員会

投資分担の割当にあつては、利用実績のみを基準にするかまたは予想される需要量を考慮するか、また、基準の年度をいつにするか等について意見が分かれた。

○第4委員会

調達については良質低廉の原則に加えて、投資分担に応じた受注を考慮するかどうか及びその場合、低開発国に補償を行うかどうか等について意見が分かれた。

今回のインテルサット全権会議は、本年11月18日ワシントンで開催されることとなり、それに先立ち、本年5月以降に準備委員会を開催し、恒久協定案を作る作業を行わせることとなつてゐる。

以上の説明ののち、委員の質問に対して次のとおり補足説明があつた。

- (1) 今回の会議でインテルサット恒久協定がまとまらなかつたのは、米国が、政権交替の時期と重なつたため、十分な準備、根回しが出来ていなかつたこと

が原因の一つと考えられる。

(ロ) オブザーバーとして参加したソ連の態度には真険味がみられた。

今後のソ連の動向のキー・ファクターは、1国1票の票決方式をとる総会にどのような機能を附寄するかであるとの観測もある。

(ハ) 現行のインテルサット暫定協定は、恒久的制度が実施される時まで効力を有することとなっている。